

令和 8 年度第 1 回周南医療圏地域医療構想調整会議 議事概要

【日 時】 令和 8 年 8 月 2 0 日（木） 1 5 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0

【場 所】 周南会議室 7 0 1 号室

【出席者】 出席者名簿のとおり

【議事内容】

- 地域医療構想の進捗状況の検証を行い、医療機関対応方針の取組の実施状況等について確認した。
- 病床数適正化緊急支援事業について、徳山医師会病院（※）、中山医院（※）、光市立光総合病院の病床削減に係る説明を行った。
今後、病床を削減する※を付した医療機関について、新興感染症に係る協定による病床の確保等、地域の医療提供体制に問題がないことを確認した上、地域医療構想の達成に向けた対応方針の変更について合意した。
- 新たな地域医療構想策定ガイドラインの概要並びに令和 8 年度の優先的検討事項、3 カ年度分の策定ロードマップ、検討体制及び構想区域・急性期拠点機能の決定手法について説明を行った。

1 令和 8 年度地域医療構想調整会議の進め方について

2 令和 7 年度病床機能報告結果について

3 地域医療構想の進捗状況の検証について

県医療政策課から、今年度の地域医療構想調整会議の予定、令和 7 年度病床機能報告結果について説明を行った上で、地域医療構想の進捗状況を検証するとともに、医療機関対応方針の取組の実施状況等について確認を行った。

（主な意見・質問等）

特に意見、質問等なし。

4 病床数適正化緊急支援事業について

県医療政策課及び各医療機関等から、病床数適正化緊急支援事業に係る病床削減について説明を行った。

徳山医師会病院、中山医院については、これに加え、対応方針（2025 プラン）の変更についても説明を行った。

徳山医師会病院の病床削減については、看護師不足による人員配置の適正化や開設予定の介護医療院により介護度が高い一方、医療必要度の低い在宅復帰困難な方への対応するために回復期病床50床を削減するものであり、削減対象病床が従前より休床中のものであること、資源集約により継続的な入院医療を提供できることに鑑み、入院医療の継続に支障がないことが説明された。

中山医院の病床削減については、人員配置の適正化等ために急性期病床17床を削減するものであり、現状の入院患者数や病院との連携体制が確立しているため、入院医療の継続に支障がないことが説明された。

協議の結果、これらの医療機関の病床削減について新興感染症に係る協定による病床の確保等、地域の医療提供体制に問題がないことを確認し、対応方針の変更について合意した。

(主な意見・質問等)

特に意見・質問等なし。

5 令和7年度かかりつけ医機能報告の結果について

県医療政策課から、令和7年度かかりつけ医機能報告の結果及び活用のあり方について説明を行った。

(主な意見・質問等)

特に意見・質問等なし。

6 新たな地域医療構想の策定について

県医療政策課から、新たな地域医療構想策定ガイドラインの概要並びに令和8年度の優先的検討事項、3カ年度分の策定ロードマップ、検討体制及び構想区域・急性期拠点機能の決定手法について説明を行った。

(主な意見・質問等)

- 構想区域における急性期拠点機能の医療機関を1つに決定することに伴い、当該圏域の救急医療に係る体制は大きく見直されることとなるのか。
- このような集約をすることで、救急搬送は特定の医療機関のみに集中するなど、支障が生じるのではないか。

⇒ 新構想の策定ガイドライン上、構想区域に急性期拠点機能の医療機関は1か所とされ医療資源等を集約していくこととなるが、これ以外の医療機関が、急性期医療の提供や手術を行ってはならないというものではない。

⇒ 円滑な救急搬送については、急性期拠点機能を担う医療機関と他の医療機関との連携や、救急搬送の実施基準等の役割分担について十分な議論を進めて参りたい。

○ 構想区域と二次医療圏は別のものか。

⇒ 新たな地域医療構想における構想区域とは、目指すべき将来において一定の医療の完結が可能となる単位として、設定を検討するもの。

現行構想では、救急医療の完結などの観点で設定した、保健医療計画上の二次医療圏と一致しているが、今後の構想区域の設定に際しては、人口規模だけでなく、医療機関へのアクセス等の地域の実情を考慮しながら検討して参りたい。